

民法の成年年齢が20歳と定められた理由等

第1 民法の成年年齢が20歳と定められている経緯の概要

1 明治9年太政官布告第41号

「自今満式拾年ヲ以テ丁年ト相定候」との太政官布告が出され、これにより満20歳が成年年齢と定められた。

(注) 太政官布告は、旧憲法下における法律又は勅令事項に該当する。

2 旧民法（明治23年法律第98号）

明治23年に制定された旧民法では、

「第三条 私権ノ行使ニ関スル成年ハ満二十年トス但法律ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラス」

としていた。なお、旧民法は、施行されないまま、明治31年法律第9号により廃止された。

3 民法（明治29年法律第28号）

明治29年に制定された民法で、

「第三条 満二十年ヲ以テ成年トス」

と定められた。

また、民法は、平成16年に現代語化され、

「第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。」

と定められて、現在に至っている。

第2 成年年齢が20歳と定められている理由

1 総論

民法の成年年齢が20歳と定められた理由については、必ずしも明らかではないものの、旧民法制定当時の日本人の平均寿命や精神的な成熟度などを総合考慮したものであるといわれている。

(注) 当時の日本人の平均寿命：約43歳（参考資料4-2参照）

2 基本書における記載

- 谷口知平 = 石田喜久夫編『新版注釈民法(1)総則(1)〔改訂版〕』〔2002〕
294頁以下〔高梨公之・高梨俊一〕

20歳成年制の成立過程，民法施行前の判例・慣習等について検討を加えた上，20歳成年制の理由付けについて，以下のように述べている。

「明治期の制定法が，当時21歳から25歳程度（21歳とするものが比較的多い）を成年年齢と定めていた欧米諸国に比べて，やや若い20歳成年制を採用したことについて，当時の学説には，日本人の平均寿命の短さ，あるいは日本人の精神的成熟の早さなどを理由として挙げるものがある。現実的な理由としては，当時の立法者が，近代的な経済取引秩序を作り上げるための必要条件として欧米の成年制度を受け入れることを基本に，15歳程度を成年とするわが国の旧来の慣行をも考慮に入れて，当時の国際的基準からいえばやや低く，それまでのわが国の慣行からすればかなり高い成年年齢を，律令を理由付けに，採用したと考えることができよう。なお，『全国民事慣例類集』には，20歳ないしそれ以上の成年期を定めた地方があることも記されており，本人保護を主な目的とする無能力者制度の趣旨からも，それまでの日本の慣行の中では高度な20歳を標準としたとする考察もある。」

- 米倉明『民法講義総則(1)』〔1984〕108～109頁

「なぜ成年は満二〇年とされたのかについて一言ふれておこう。明治九年四月一日太政官布告第四一号は「丁年」を二〇年と定めており，次いで旧民法人事編三条も同旨を定め，現行民法三条の起草者梅博士がこれを参酌し，他方では慣習も調査した結果（その結果は二一年となっているものがあるが，満年齢に直せば二〇年である），西洋では二一年となっている例が多いのだけれども，日本人のように寿命の短い国民には二〇年が適当であろうし，また，日本人は他の国民に比べて，世間的知識の発達がすこぶる早いので満二〇年とするのが適当であろうというわけで，満二〇年をもって成年とすることとされたのである。」

○永田菊四郎『新民法要義 第1巻総則』〔1965〕94頁以下

「…徳川時代において通常は、一五歳をもつて成年期とし、地方によつて、一六歳、一七歳、一八、一九歳、二〇歳、二二、三歳、又は、婚姻の時をもつて、成年期としたものと解すべきである。民法第三条の成年期が従来（前記明治九年太政官布告以降は別として）、慣習に従つたというのは、必ずしも、正確ではないように考えられる。しかし、それにしても、二〇歳とした地方は、割合に多かつたのであるから（二二、二三才という地方は極く僅少）、この点に比重をおくならば、慣習に従つたと解することもできる。本人保護を主な目的とする無能力者制度とも照し合せて、高度な二〇歳を標準としたものであろう。」

（注）20歳成年制に関するその他の文献

- ・永田菊四郎「民法第三条について」日大法学 19巻5号399頁
- ・高木侃「民法第三条について—その成立経過—」関東短大紀要 23集 83頁
- ・同「民法典は教科書にあらず」関東短大紀要 44集 15頁
- ・高梨俊一「20歳成年制の起源」司法研究所紀要（日本大学）13巻 61頁

3 民法制定時の文献の記載

○「民法草案人事編」の理由書

（明治21年に成立したといわれ、ボアソナード草案の一部となるもの）

「本条ハ私権ノ行用ニ関スル年齢ヲ定ムルモノニシテ之ヲ満二十年ト為シタリ各人ノ智識ハ其発達ヲ異ニシ多少ノ遅速アリト雖モ何人ト雖モ相当ノ年齢ニ達セサレハ其財産ヲ管理シ他人ト契約スルニ充分ノ能力ヲ有スヘカラス然レトモ各人ノ智識ニ従ヒ其成年ヲ異ニシ一々穿鑿ヲ得サルヲ以テ一定ノ年齢ヲ定メサル可ラス仏国ニテハ之ヲ満二十年ト為シ英国ニテハ満二十五年ト定ム今之ヲ満二十年ト為シタルモノハ現行法ニ拠ルモノナリ此年齢ニ達シタル者ヲ成年者ト云ヒ之ニ達セサル者ハ即チ未成年者ナリ尤モ満二十年ハ一般ノ成年ニシテ或ル場合ニ於テハ之ニ従ハサル事アリ例ヘハ遺囑及ヒ婚姻ハ二十年未滿ノ者ト雖モ之ヲ為スヲ得ルカ如シ」

*ここで「現行法」というのは、明治9年太政官布告第41号を指す。

○法典調査会（旧民法の修正を目的とする委員会）における議論

●梅謙次郎作成の起草原案，理由等

「第三条 満二十年ヲ以テ成年トス但法令ニ別段ノ規定アルモノハ此限ニ在ラス」

「(理由) 本条ハ既成法典ノ字句ヲ修正シタルニ過キス，但私権ノ行使ニ関スルノ数文字ヲ削除シタルハ，… (略)」

●質疑応答

「木下廣次君 一寸起草者ニ御尋ネシマスガ満二十年ヲ以テ成年トスルト云フ事デアリマスガ満二十年ト云フノハ既成法典ノ儘ヲ採ツタノデアリマスカ，又ハ特ニ意味アツテシタ事デアリマスカ」

「梅謙次郎君 夫レハ既成法典ニアリマスガ，夫レガ尤モト思ヒマシタ，ソノ訳ハ現行ノ法令ニモ明治九年カト覚ヘマスルガ，布告ニモ二十年トアリマス，又是迄ノ慣習ヲ調べマシタガ，二十一年トナツテ居ルノガアル，之ハ今日ノ満年ニスルト二十年デアル，日本人ハ此位ガ適當カト思ヒマス，西洋テモ今ハ二十一年ト云フノガ多クナツテ居リマス或ハ二十年ト云フノモアリマス，夫レテ二十年ト云フノカ日本人ノヤウナ寿命ノ短カイ所デハ是ガ適用ト思ヒマス」

(注) 当時の日本及び欧米の平均寿命について (①は参考資料4-2, ②~⑤は参考資料4-5による。)

①日本	男 42.8	女 44.3 (1891-1898)
②アメリカ合衆国	男 47.88	女 50.70 (1900-1902)
③イギリス	男 51.50	女 55.35 (1910-1912)
④フランス	男 45.31	女 48.69 (1898-1903)
⑤ドイツ	男 47.41	女 50.68 (1910-1911)

○梅謙次郎『民法原理 総則編 卷之一』[1903] 66頁

「現今ニ於テハ成年ナル語ハ概ネ民法上ノ成年ヲ意味シ明治九年四月一日布告第四十一号ニ依レハ満二十年ヲ以テ成年ト定メタリ旧民法モ亦之ヲ採用シ其人事編第三条ニ於テ之ヲ規定セリ而シテ満二十年ヲ以テ成年ト為スハ西洋諸国ノ例ニ比シテ稍早キニ過クルカ如シ彼ノ瑞西ニ於テハ二十年ヲ

以テ成年ト為セリト雖モ其他ハ概ネ二十一年ヨリ二十五年ノ間ヲ上下セリ
然レトモ日本人ハ他ニ比シテ世間的知識ノ發達頗ル早キカ故ニ之ヲ滿二十
年トシタルハ固ヨリ適當ノ事ナリトス新民法モ亦旧例ニ遵ヒ第三条ヲ以テ
左ノ如ク規定セリ」